

居宅療養管理指導 運営規程・重要事項説明書

（事業の目的）

第1条 要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うこと、並びにケアプラン作成にあたり居宅介護支援事業者等へ必要な情報を提供することにより、利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行う。

- 2 自ら提供する居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3 指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者やその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等について指導、助言等を行う。
- 4 指導の提供に当たっては、利用者やその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者やその家族に対して療養上必要な事項等について理解しやすいよう指導または助言を行う。
- 5 指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合または居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、提供等に必要な情報提供または助言を行う。
- 6 指導内容等の要点を診療録に記載する。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 医療機関名 医療法人社団 永寿会 ふれあい診療所

(2) 所在地 東京都三鷹市上連雀五丁目24番2号

（事業の内容）

第4条 医師による居宅療養管理指導。

(従事者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 : 常勤3名以上
- (2) 職務内容: 訪問診療等による療養管理指導及び居宅介護支援事業者等への情報提供

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、下記のとおりとする。

月曜日～金曜日の午前 9時00分～12時00分(土・日曜日を除く)

月曜日～金曜日の午後 14時00分～17時30分(土・日曜日を除く)

- (1) 上記の曜日が国民の祝日、12月30日～1月3日は休診とする。
- (2) 上記の曜日、時間で臨時休診する場合は、その都度掲示する。
- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時等の往診については、その都度対応できる体制とする。

(利用料等)

第7条 指導を実施した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。なお、法定代理受領分以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収する。

(苦情処理)

第8条 指導等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村や国保連合会の窓口を紹介する。苦情対応責任者は所長とする。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 医療機関の医師及びその他の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。

- 2 医療機関の職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 指導を求められた場合、止むを得ない事情により指導の実施が困難な場合は、連携医療機関を紹介する等必要な対応を行う。
- 5 指導実施の際、万が一事故が生じた場合は、医師賠償責任保険等により対応し、賠償する。
- 6 その他、指導に当たっては「居宅サービスの人員・設備及び運営に関する基準」を遵守して取り扱う。

居宅療養管理指導 サービス内容説明書

1. 居宅療養管理指導サービスの内容

医師が、居宅（施設）を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護事業者（ケアマネジャー）及び居宅サービスを利用するその他の事業所に対して、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等に必要な情報の提供を行います。又、利用者もしくはその家族に対して、居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について文書等にて指導及び助言を行います。

2. サービス利用料（1割負担の場合）

種類	算定条件	利用料金	算定単位
居宅療養管理指導費（Ⅰ）	（一）単一建物居住者が1人の利用者に対して行う場合 【515単位】	515円	1回につき
	（二）単一建物居住者が2～9人の利用者に対して行う場合 【487単位】	487円	
居宅療養管理指導費（Ⅱ） ※在宅時医学総合管理料等を算定する場合	（一）単一建物居住者1人の利用者に対して行う場合 【299単位】	299円	※月2回を上限とする
	（二）単一建物居住者が2～9人の利用者に対して行う場合 【287単位】	287円	

注意）診療報酬の改定により利用料金に変更になる場合があります。

その際は、書面等により事前にご連絡いたします。

3. サービスの利用開始

重要事項説明書に同意頂いた月より、サービスを開始させていただきます。

4. サービスの終了

7日間以上前にお申し出くだされば解約できます。

5. 当診療所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございますが、その場合は文書で通知いたします。

6. その他

正当な理由もなく、キャンセルした場合は、月2回訪問と同額のキャンセル料を求めます。

7. 苦情・相談窓口

電話番号：0422-79-1313

FAX番号：0422-79-1331

担当者：看護師、事務長等

受付時間：月曜日～金曜日 の 午前9時～午後5時